

農地法第4条・第5条に必要な添付書類

令和5年1月作成

1. 農地法第4条の規定による許可申請書（様式第5号の1）

○申請人の数+2部（計3部）

2. 農地法第5条の規定による許可申請書（様式第5号の2）

○申請人の数+2部（計4部）

3. 添付書類

○申請地の登記簿謄本(原本1部)

○申請者が町外の場合は住民票等の確認のできる資料

○申請地の公図（原本1部）

○※免許書等身分を確認できる資料（農業委員会が必要と認めた場合）

○委任状（譲渡人本人が申請する場合は、除く）※免許書等で本人を確認する（写しを添付）

○※印鑑証明→農業委員会が確認の為提出を求めた場合のみ

○売買契約書等 ○賃貸借契約 ○使用貸借契約

○資金計画書（様式5号の4）

○代替地検討書（様式第5号の14）（第2種農地、第1種農地、甲種農地、農振農用地の場合）

○建売住宅、宅地造成又は宅地分譲の場合

（宅地建物取引業者の免許所写し）（販売実績の概要：パンフレット転用事業者ホームページ等の既存資料）

（建売住宅の場合：現在の相場場、資金計画書における一棟あたりの建物建築費が妥当である理由書）

○相続が未登記の場合は、相続による共有関係を維持したまま相続人の一人が転用申請する場合は、全員の同意書

○土地の所有者が土地登記簿の住所と異なる場合は、同一人物であることを確認できる書類（住民票・戸籍の附票）

○内面積申請に係る確認書（様式第5号の3）（分筆に係る地目変更等の登記を伴う場合に限る）

○申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（1/10,000～1/50,000程度：住宅地図等）

○申請地に建設しようとする建物の設計図

（位置図・求積図・配置図・平面図・正面図・用配水図等）

○現況写真及び撮影方向を示す位置図

4. 法人による申請

○定款、法人登記等(履歴事項全部証明書)の謄本または抄本

5. 県外居住者または遠隔地への申請

○転入予定日、転入目的を記載した書面

6. 資金調達を確認できる資料

○預金残高証明書、融資証明書等、

7. 転用目的が資材置場・駐車場・倉庫（農業用・商業用）の場合

「資材置場（設置事業計画書）」（様式第5号の5）、既存の置場の場合の状況がわかる位置図、平面現況図（又は写真）

※農業委員会及び沖縄県が確認の為、追加資料等を要求する場合があります。

※農地法第4条、第5条許可申請を提出する方は、上記の書類を準備のうえ農業委員会事務局まで提出してください。

※原則、毎月15日（17:15まで）締め切り、15日が土日にあたる場合はその前日が締め切りとなります。